

事 務 連 絡
令和3年6月2日

神奈川県医師会 御中
神奈川県歯科医師会 御中
神奈川県病院協会 御中
神奈川県精神科病院協会 御中
神奈川県看護協会 御中

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について（3.0版）

本県の健康医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和3年5月25日付け事務連絡で追って通知することとなっていた、改定後の手引きについて、令和3年5月31日付けで厚生労働省健康局より別添のとおり事務連絡がありましたので、送付いたします。

貴会会員への周知につきましてもよろしくお願いいたします。

問合せ先

神奈川県医療危機対策本部室
ワクチンチーム 松田、村山
電話 045-285-0716（直通）

健 発 0 5 3 1 第 5 号
令 和 3 年 5 月 3 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について

新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」(令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添)において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示したところです。

今般、新たに得られた情報等を踏まえ、別添のとおり改訂しました。貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知を図るとともに、引き続き予防接種の実施について格段のご協力をお願いいたします。

なお、本手引きは、現時点での情報とその具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により随時更新していく予定であることを申し添えます。

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 2 5 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて

標記について、下記のとおりといたしますので、管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の該当箇所等は追って改正します。

記

新型コロナワクチンの接種予約がキャンセルされた等の理由で余剰となったワクチンについては、廃棄することなく、効率的に接種を行うこと。その対象者については、各自治体において、地域の状況を踏まえ、幅広い対象を検討することとし、また、接種券を保有していない者についても対象とするなど、柔軟な対応を検討し、判断すること。

接種券を保有していない者に接種する場合は、例えば、本人確認書類等で、氏名、生年月日、住民票上の住所、連絡先などの情報を記録しておくといった工夫を行うことなどが考えられます。